

精神保健及び精神障害福祉に関する  
法律第34条に係る移送事務実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第34条に基づく移送事務につき、法及び「精神障がい者の移送に関する事務処理基準について」(平成12年3月31日付け障第243号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)に定める規定の取扱いについて、必要事項を定めるものとする。

(保健所長が行う移送に係る相談受付)

- 2 保健所長は、移送(精神保健指定医による診察、応急入院指定病院への搬送及び入院までの一連の手続を含む。以下同じ。)に係る相談を受け付ける。相談者は対象者の家族等(法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。)に限るものでなく、関係機関の職員等からの相談も受け付けるものとする。相談を受け付ける際は、申請者等の形式要件を必要としない。相談内容については別記第1号様式にまとめる。

(保健所長が行う移送に係る事前調査)

- 3 保健所長は、相談があった事例について移送に係る調査を行う必要があると判断した場合、次により事前調査を行う。
  - (1) 家族等又は現に事前調査対象者の保護の任に当たっている者等に、事前調査を行う旨連絡する。
  - (2) 事前調査対象者の現在場所に職員を派遣する。派遣された職員は、状況を把握するとともに、家族等又は事前調査対象者の支援を行っている者等及び主治医から、これまでの治療状況等について調査を行い、調査結果を別記第2号様式の事前調査票にまとめる。

事前調査の際には、移送を行う場合に安全性が確保できるかという点にも留意する。

(保健所長が行う診察の手配)

- 4 保健所長は、前項による事前調査の結果、精神保健指定医(以下「指定医」という。)による診察が必要であると認めたときは、次により診察等に係る手配を行う。
  - (1) 応急入院指定病院に対し、医療保護入院または応急入院となった場合の受入れについて依頼を行う。
  - (2) 別記第3号様式により、指定医に診察の依頼を行う。指定医の選定に当たって

は、原則として前号の応急入院指定病院の指定医を選定しないこととする。

- (3) 指定医に対し事前調査の結果報告を行い、報告を行ったことについて確認を得る。その際、指定医は報告内容を確認のうえ、別記第2号様式の事前調査票にある「指定医の確認」の欄に署名を行う。
- (4) 後見人、補佐人、親権を行う者、配偶者その他の現に本人の保護の任に当たっている者に対し、診察に立ち会うことができることを伝える。
- (5) 診察時の安全性の確保が見込めない場合は、管轄警察署に臨場の協力を要請する。その際、本庁と熊本県警察本部との間で臨場の協力について協議を行うこととなっているため、本庁に事前に連絡することとする。

(保健所長が行う診察に係る職員の派遣)

- 5 保健所長は、指定医による診察を行う場合、職員を派遣し立ち合わせなければならない。派遣された職員は、指定医の診察が適切に行われるよう努めるとともに次の職務を行う。
  - (1) 診察を居宅において行う場合においては、家族等に対し了解を得る。
  - (2) 移送対象者に、法に基づく指定医の診察を行うことを説明する。

(指定医による診察)

- 6 指定医は、診察を行い医療保護入院または応急入院の必要性について判定を行うとともに、診察内容を別記第4号様式に記載する。

(保健所長が行う医療保護入院等のための移送)

- 7 保健所長は、指定医による診察の結果、医療保護入院または応急入院が必要であると判定された場合は、次により移送を行う。
  - (1) 法第34条第1項の規定による家族等のうちいずれかの者の同意又は同条第2項の規定による居住地を管轄する市町村長の同意を別記第5号様式により確認する。
  - (2) 移送対象者に対し、別記第6号様式により移送について告知する。
  - (3) 移送対象者に対しては別記第7号様式を、法第34条第1項又は第2項の規定による同意を行った者、受入応急入院指定病院の管理者及び移送対象者の居住地を管轄する保健所長に対しては別記第8号様式を交付する。
  - (4) 移送に係る車両等を用意する。搬送業務については保健所での対応が困難であると判断される場合は、公益社団法人熊本県精神科協会(以下「協会」という。)との搬送業務委託契約に基づき、受入応急入院指定病院に搬送業務を依頼する。

なお、地理的状況等により受入応急入院指定病院が搬送できない場合は、協

会があらかじめ指定した精神科病院の中から選定し、その病院に搬送業務を依頼するものとする。

(5) 受入応急入院指定病院に対し、診察結果の概要等について連絡を行う。

(6) 搬送先まで同行する。

(7) 移送の内容について、別記第2号様式の移送記録票にまとめる。

(8) 受入応急入院指定病院に、指定医が診察内容を記載した別記第4号様式の写しを渡す。

8 保健所長は、移送を行うにあたり、指定医が必要と認めた場合、行動制限を行う。

その際、指定医に対し、行動制限を行う旨及びその理由についての告知並びに別記第4号様式への記載を依頼する。

9 保健所長は、指定医が移送対象者に対し緊急に医療を提供したときは、指定医に対し、別記第4号様式の特記事項欄への記載及び移送先への同行を依頼する。

(知事への報告)

10 保健所長は、指定医に診察を依頼した場合、別記第1号、第2号、第4号及び第5号様式の写しを添えて知事に報告を行う。

(その他)

11 診察に係る指定医の報酬及び旅費は保健所で、搬送委託料は本庁で支払う。

#### 附 則

この要領は、平成13年1月19日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成13年3月30日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年5月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。